

2007年日本政府年次報告
「労働者災害補償についての内外人労働者の均等待遇に関する条約（第19号）」
（2001年6月1日～2007年5月31日）

1. 質問Ⅰについて

前回までの報告に追加すべき事項はない。

2. 質問Ⅱについて

各条文につき前回までの報告に追加すべき事項はない。

（条約勧告適用専門家委員会からの直接要請について）

日本で雇用されている外国人労働者の数とそれらの国籍については、統計資料等がないため把握していないが、外国人労働者の雇用状況について事業所から年1回報告を求める「外国人雇用状況報告制度」を実施しており、2006年結果によると、外国人労働者を直接雇用している、又は労働者派遣、請負等により、事業所内で就労させているとして報告を行った事業所は約3万事業所で、延べ約39万人の外国人労働者について報告を受けた。

なお、本制度は、従業員50人以上規模の事業所については全事業所、また、従業員49人以下規模の事業所については一部の事業所（各地域の実情や行政上の必要性に応じて選定）を対象に、公共職業安定所が任意で報告を求めているものである。外国人労働者を雇用している事業所を全数把握しているものではないことにご留意願いたい。

なお、就労を目的とする国籍別・在留資格別外国人登録者数（2006年末現在）は別紙のとおり。

また、身分に基づく在留資格別外国人登録者数（2006年末現在）は以下のとおり。

永住者	837,521（人）
定住者	268,836
日本人の配偶者等	260,955
永住者の配偶者等	12,897

このうち一定数が就労しているものと考えられるが、内訳は承知していない。

外国人労働者における死傷災害発生状況（死亡災害及び休業4日以上之死傷災害）は以下のとおり。

外国人労働者における死傷災害発生状況
（死亡災害及び休業4日以上之死傷災害）

	死傷者数（人）
2001年	899
2002年	985
2003年	1,013
2004年	1,156
2005年	1,318
2006年	1,426

（厚生労働省調べ）

労働者災害補償保険法においては、邦人又は外国人の区別なく補償対象としており、本人又は被扶養者が日本国内又は外国に居住しているか否かにかかわらず、保険給付が支給される。

保険給付において、邦人又は外国人を区別していないことから、外国人に対して支給された補償などについての情報は無い。

3. 質問Ⅲについて

厚生労働大臣の直接の管理に属する厚生労働省労働基準局、47の都道府県労働局及び323の労働基準監督署が、労働基準法及び労働者災害補償保険法の施行に当たっており、本条約の規定するところをも監督している。

4. 質問Ⅵについて

本報告の写を送付した代表的労使団体は、下記のとおり。

（使用者団体）日本経済団体連合会

（労働者団体）日本労働組合総連合会

(別紙)

2006年 就労を目的とする国籍別・在留資格別外国人登録者数

(2006年末現在)

在留資格	国籍	中国	米国	韓国・朝鮮	英国	カナダ	その他	合計
人文知識・国際業務		21,883	8,165	5,919	4,582	3,731	13,043	57,323
興行		2,153	284	450	59	34	18,082	21,062
技術		17,634	705	6,176	473	311	9,836	35,135
技能		9,807	69	1,617	150	68	6,158	17,869
企業内転勤		4,147	1,469	2,092	712	179	5,415	14,014
教育		109	4,678	85	1,329	1,266	2,044	9,511
教授		2,507	1,191	996	488	323	3,020	8,525
投資・経営		1,553	1,160	1,609	443	120	2,457	7,342
宗教		103	1,757	1,032	71	176	1,515	4,654
研究		951	80	261	44	18	978	2,332
芸術		128	82	43	17	9	183	462
報道		12	43	59	34	14	111	273
医療		64	3	15	1	1	54	138
法律・会計業務		7	74	3	30	4	23	141
総計		61,058	19,760	20,357	8,433	6,254	62,919	178,781

(資料出所)法務省入国管理局